

平成23年度 第14回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年11月14日（月）午前10時～11時10分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について

議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第4号 人事委員会規則の一部改正について

5 議事の公開・非公開

議案第3号及び第4号を公開とし、議案第1号及び第2号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果
受験者数等

職 種	採用予 定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用 候補者数 (B)	受 験 競争率 (A/B)
	名程度	名	名	名	名	名	倍
一般事務	7	69 (35)	61 (31)	18 (6)	18 (6)	7 (5)	8.7
保育士	4	59 (48)	45 (37)	12 (11)	12 (11)	4 (4)	11.3
司書	4	98 (83)	78 (67)	9 (8)	9 (8)	4 (4)	19.5
管理栄養士	2	49 (47)	36 (35)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	18.0
合 計	17	275 (213)	220 (170)	45 (31)	42 (28)	17 (15)	12.9

※採用予定者数は、平成23年11月14日時点のもの。

※表中の()は女性の内数。

② 試験日程

第1次試験	試 験 日	9月25日(日)
	試 験 会 場	【鳥取会場】鳥取大学共通教育棟 【米子会場】鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	【一般事務】教養試験、作文試験、適性検査 【保育士及び司書】教養試験、専門試験、作文試験、適性検査 【管理栄養士】教養試験、専門試験、論文試験、適性検査
	合 格 発 表 日	10月5日(水)
第2次試験	試 験 日	10月26日(水)～28日(金)のうち指定する1日
	試 験 会 場	県庁会議室
	試 験 種 目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表日	11月14日(月)

③ 採用予定時期 平成24年4月1日

④ その他 警察事務の採用候補者発表は、平成23年11月29日(火)を予定。

2 議案第2号

平成23年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度)の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果
受験者数等

職 種	採用予 定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用 候補者数 (B)	受 験 競争率 (A/B)
	名程度	名	名	名	名	名	倍
一般事務	1	3 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	2.0

※採用予定者数は、平成23年11月14日時点のもの。

※表中の()は女性の内数。

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月18日(日)
	試験会場	米子会場：西部総合事務所
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、適性検査
	合格者発表日	10月5日(水)
第2次試験	試験日	10月25日(火)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	11月14日(月)

③ 採用予定時期 平成24年4月1日

3 議案第3号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職

船舶乗組員(機関部)

② 採用予定者数

1名

③ 採用予定日

平成24年4月1日

④ 申請理由

境港総合技術高等学校所属の海洋練習船「若鳥丸」の機関長の定年退職により機関部の職員に欠員が生ずるため、この欠員について業務に必要な経験や知識を有する者を補充する必要がある、採用者の確保が必要である。

⑤ 選定方法及び選定基準

教育委員会において採用試験を実施する。

試験内容

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験(機関、執務一般に関する科目)
- ・面接試験：人物及び知識についての口述試験
- ・適性検査：性格検査

受験資格

- ・昭和27年4月2日以降生まれの者
- ・次の要件を満たす者(平成24年3月31日までに取得する見込みの者を含む。)
 - 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する5級以上の海技士(機関)の免許を有すること。

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

4 議案第4号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則を改正しようとするもの。

① 規則の名称

人事委員会の事務の専決及び代決規則

② 趣旨・概要

人事委員会規則等人事委員会の定めにおいて、法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する部分を整理するために行う改正を事務局長専決とする。

- ・人事委員会規則等の改正は、その内容が実質的な審議を必要としないものであっても人事委員会を開催して議決を得る必要がある。事務の効率化や真に審議を要する案件に集中するためにも、実質的な審議を必要としないものは、議会が指定する知事の専決事項にならない、事務局長の専決とするもの。
- ・対象は、人事委員会規則を始め、人事委員会のすべての定めとする。
- ・県議会においては、法令の改正又は廃止に伴う同様の条例改正について、知事が専決できる事項として議会が指定している。

[公布日施行]

③ 内容

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務局長専決事項	次 長 専 決 事 項	課 長 専 決 事 項	事務局長専決事項	次 長 専 決 事 項	課 長 専 決 事 項
1～8 略	略		1～8 略	略	
<u>9 人事委員会規則、人事委員会告示その他人事委員会の定める改正（法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する部分を整理するために行うものに限る。）</u>					
<u>10</u> 略			<u>9</u> 略		
<u>11</u> 略			<u>10</u> 略		
<u>12</u> 略			<u>11</u> 略		
<u>13</u> 略			<u>12</u> 略		
<u>14</u> 略			<u>13</u> 略		
<u>15</u> 略			<u>14</u> 略		
<u>16</u> 略			<u>15</u> 略		
<u>17</u> 略			<u>16</u> 略		

7 次回の人事委員会の開催

平成23年11月30日（水）午前10時から開催することとした。